

27愛給第438号

平成28年3月17日

愛知中部水道企業団

指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団

企業長 川 瀬 雅 喜

(公 印 省 略)

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準について（通知）

日ごろは、本企业団の事業にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、指定給水装置工事事業者の違反行為や工事施工におけるトラブルを防止し、安全で信頼される給水装置工事を確保することを目的として、「愛知中部水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為の処分等に関する事務処理要綱」を制定しました。

今後は別紙、違反行為事務処理フロー及び違反行為に係る処分基準に基づき対処していきますので、内容をご理解のうえ、貴社従業員に周知していただくようお願いいたします。

記

1 施行日 平成28年4月1日

2 処分後の給水装置工事の施行

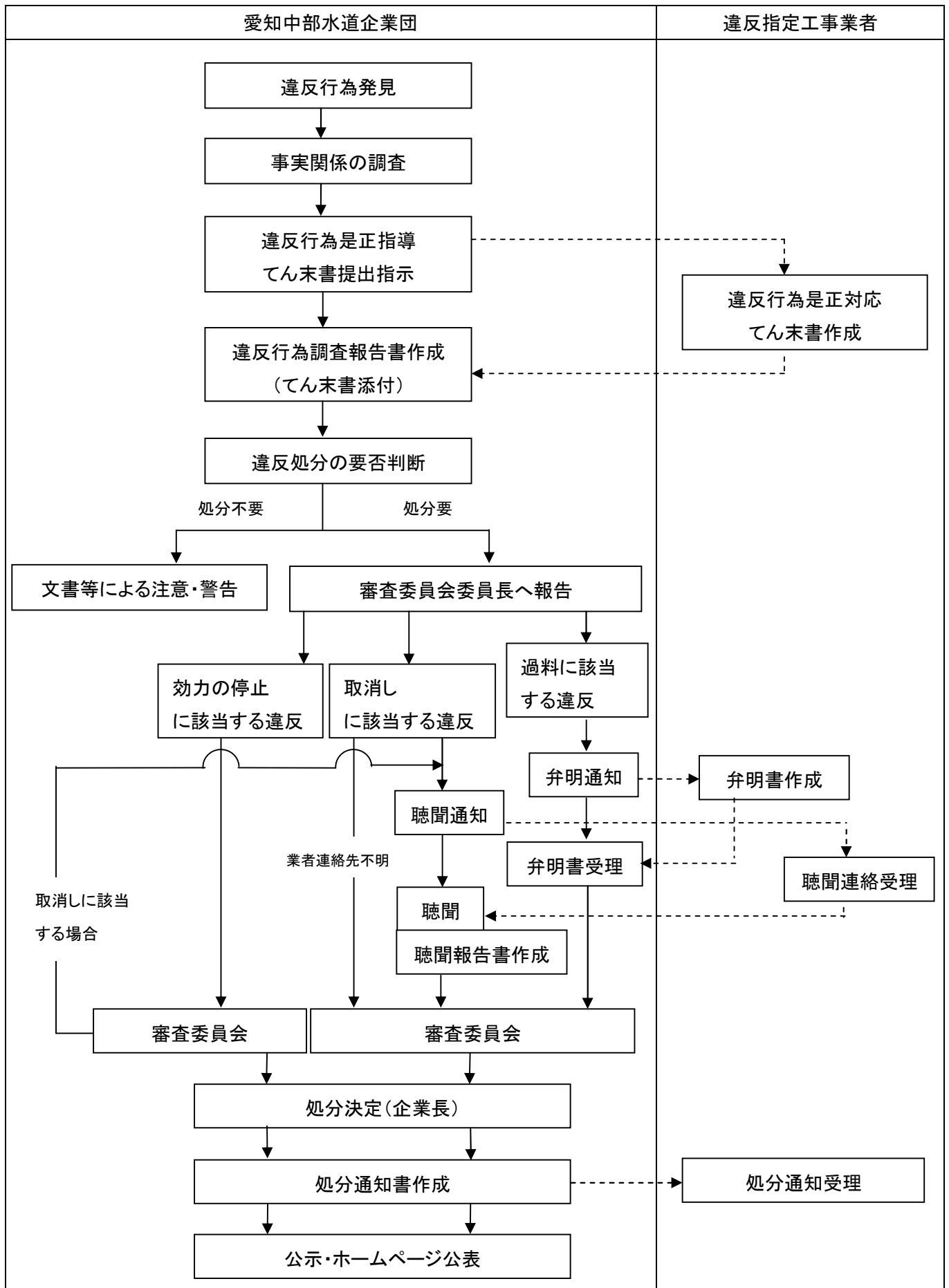
指定の取消し等の処分を受けた違反の事実がある指定工事業者は、処分の効力が発生する日から給水装置工事を施行することはできない。また、処分の効力が発生する日の前日までに承認を受けた給水装置工事については、違反の事実がある指定工事業者自らの責任において他の指定工事業者に行わせるものとする。

問合先 愛知中部水道企業団

給水課 給水装置申請グループ

TEL (0561) 38-0030

違反行為事務処理フロー



違反行為に係る処分基準

違反行為	処分内容	関係法令条文
1 不正の手段により指定工事業者として指定を受けたとき。	指定の取消し	規程第 8 条第 1 号
2 事業所ごとに主任技術者を置かないとき。	指定の取消し	規程第 8 条第 2 号 規程第 5 条第 1 号
3 水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 20 条で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し	規程第 8 条第 2 号 規程第 5 条第 2 号
4 指定を申請した者が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で、復権を得ないものであることが判明したとき。	指定の取消し	規程第 8 条第 2 号 規程第 5 条第 3 号イ
5 指定を申請した者が水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し	規程第 8 条第 2 号 規程第 5 条第 3 号ロ
6 指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し	規程第 8 条第 2 号 規程第 5 条第 3 号ハ
7 業務に関し、以下の不正又は不誠実な行為をしたとき。		規程第 8 条第 2 号 規程第 5 条第 3 号ニ
① 無断通水、メータの不正使用等をしたとき。	指定の取消し又は指定の効力停止 6 か月以下	
② 道路占用（掘削）許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。	指定の効力停止 3 か月以下	
③ 企業長の承認を受けずに、給水装置工事を施工したとき。	指定の効力停止 3 か月以下	
④ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定の取消し又は指定の効力停止 6 か月以下	
⑤ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出したとき又は被害を与えたとき。	指定の取消し又は指定の効力停止 6 か月以下	
⑥ 企業団が指導、承認している施工上の安全管理を怠ったとき。	指定の効力停止 3 か月以下	

⑦ 道路掘削するにあたり、事前の埋設物調査を怠り、埋設物を破損し被害を与えたとき。	指定の効力停止 6 か月以下	
⑧ 道路占用（掘削）・道路使用の許可を受けた内容、条件等に従わない工事を施工したとき。	指定の効力停止 3 か月以下	
⑨ 給水装置工事に係る書類等に虚偽があったとき。	指定の効力停止 3 か月以下	
⑩ 指示票等による指示に従わなかったとき。	指定の効力停止 1 か月以下	
8 法人にあっては、その役員のうちに 4 から 6 までの欠格条件に該当する者がいることが判明したとき。	指定の取消し	規程第 8 条第 2 号 規程第 5 条第 3 号ホ
9 指定工事業者の名称及び所在地等について、変更があった日から 30 日以内に届出書を提出しなかったとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し	規程第 8 条第 3 号 規程第 7 条第 2 項
10 事業の廃止、休止の日から 30 日以内に、事業の再開の日から 10 日以内に届出書を提出しなかったとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し	規程第 8 条第 3 号 規程第 7 条第 3 項
11 選任した主任技術者が欠けた日から 14 日以内に新たに主任技術者を選任し、届け出なかったとき。	指定の取消し	規程第 8 条第 4 号 規程第 12 条第 2 項
12 主任技術者を選任し、又は解任したときに、遅滞なく届け出なかったとき。	指定の取消し又は 指定の効力停止 6 か月以下	規程第 8 条第 4 号 規程第 12 条第 3 項
13 主任技術者が 2 以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定の効力停止 3 か月以下	規程第 8 条第 4 号 規程第 12 条第 4 項
14 企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適さない工事を施行したとき。	指定の効力停止 6 か月以下	規程第 8 条第 5 号 規程第 13 条第 3 号
15 水道法施行令第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定の効力停止 6 か月以下	規程第 8 条第 5 号 規程第 13 条第 5 号イ
16 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定の効力停止 3 か月以下	規程第 8 条第 5 号 規程第 13 条第 5 号ロ
17 指名した主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成した日から 3 年間保存しなかったことが判明したとき。	指定の効力停止 3 か月以下	規程第 8 条第 5 号 規程第 13 条第 6 号

18 給水装置の検査の際、企業長の求めに対し、正当な理由なく主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定の効力停止 3 か月以下	規程第 8 条第 6 号 規程第 16 条
19 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。	指定の効力停止 3 か月以下	規程第 8 条第 7 号 規程第 17 条
20 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与えたとき。	指定の効力停止 6 か月以下	規程第 8 条第 8 号

(注) この表において、主任技術者とは給水装置工事主任技術者をいう。

違反の事実	処分内容（過料）	関係法令条文
条例第 4 条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕又は撤去したとき。	5 万円	条例第 36 条第 1 号
条例第 22 条の料金又は第 30 条の手数料の徴収を免れようとして、詐偽その他不正の行為をしたとき。	5 万円	条例第 36 条第 4 号